

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 12 月 24 日 (火) 13:00～13:40
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 工藤 和美 シーラカンス K & H 株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 井上 勝徳 国土交通省住宅局建築指導課長
米澤 健 総務省消防庁予防課長

<事務局>

- 富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
福島 直樹 内閣府地域活性化推進室次長
福浦 裕介 内閣府地域活性化推進室次長
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外などについて
- 3 閉会

○藤原参事官 それでは、定刻になりましたので、「国家戦略特区ワーキンググループ関係各省からのヒアリング」を始めさせていただきます。

今日は7コマ、5時間コースということで、休み時間も入れたいと思いますが、委員の先生方におきましては、長丁場をよろしく願いいたします。

特区法につきましては、この前ワーキンググループでも御説明をさせていただきましたが、7日に成立をし、一部を13日から施行させていただいているところでございます。

速やかに諮問会議についても民間委員を内定させていただき、発表させていただいております。さて、本日のほとんどの項目でございますが、法律に規定されていない、いわゆる政令、省令あるいは運用といったところで手当をすべき規制改革項目でございますが、これは法律との直接のリンクはないものもございますが、やはり4か月以内の本格施行に間に合やす形で、政省令事項その他につきましても施行する方向での議論が必要かと思っておりますので、そういった観点から、是非よろしく御審議のほどお願いできればということでございます。

それでは、「古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外などについて」ということで、国土交通省、消防庁にお出でいただいております。資料その他、議事は国会でも御審議が色々ございましたので、原則公開ということにさせていただきますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

では、八田座長、よろしくお願いいいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをどうもありがとうございます。

それでは、時間のこともありますので、早速、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○井上課長 国土交通省住宅局の建築指導課でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元に建築指導課という名前で書きました1枚の紙がございます。10月18日の本部決定の抜粋が一番上でございますとおり、活用のために、いわゆる条例で適用除外をできる規定がございますが、これについては個別の建物ごとに建築審査会の同意が要するという形になっておりまして、これについては地方公共団体が設ける専門の委員会が行った場合には、この審査会の同意を個別に得なくてもいいような形で円滑に進む仕組みを作ることが決まっております。

今回そのことを踏まえまして、以下にありますような通知を年内に出したいということで考えておりまして、三つ目のところでございます。

通知の中身としては、まず一つは、こういった活用をしたいという要望がある場合には、建築基準法の1条1項3号、いわゆる地方で条例を作っていた場合には、建築基準法の適用除外にあるという規定を適用できますよということを改めて周知するというのが1点。

2点目が、基本的に本部決定に従ったものでございますけれども、あらかじめ包括的な同意基準というのを審査会で決めておいていただいで、それを同意しておいていただければ、地方公共団体が設けます歴史的建築物の活用とかに詳しい方、あるいは構造安全性に詳しい方からなる委員会を別途設けていただいで、ここで審査をして、この同意基準に合うということを見ていただければ、審査会の同意は個別に同意をせずに事後報告という形で適用除外ができるようにしていこうというものでございます。こういったことができますよということを通知したい。

なお、この包括的な同意基準については、当然地域の色々な実情とか保存活用の中身とか構造安全性に詳しい方々からの意見も聞いて、作っていただければということを知りたいと思っております。

なお、これらについて初めてのケースでございますので、どういう形で作ればいいのかというようなこともございますから、疑問がある地方公共団体については、私どものほうに積極的に問合せをしていただきたいということと、これまでこの条例を使ったケースは京都市と神戸市の2例がございます。今後はこれを活用した事例がいくつか出てくれば、それらをその都度まとめて全国に周知していこうということを考えておりました、そういったこともこの通知の中に加えていきたいと考えております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、続けてお願いいたします。

○米澤課長 総務省消防庁でございます。

お手元に1枚ものを用意させていただいておりますが、私どもも古民家等の歴史的建築物活用のための関係ということでございまして、一番上に書いてございますように、現行消防法施行令の規定で、消防の設備規制につきまして、消防長、消防署長が位置、構造、設備等問題ないというものについては適用除外ができる仕組みがございます。それにつきまして、それがより円滑に行えるように積極的に事例を情報共有、それから、各地域からの相談を消防庁が受け付ける仕組みを構築するということで対応していくものでございます。

現在の対応状況でございますが、令32条、適用除外の適用事例、あるいは消防庁への相談窓口につきまして、全国消防本部に周知するために消防庁ホームページに掲載すべく作業中でございます。

今後の進め方でございますが、まずは事例を集めることが必要でございますので、今回は検討方針を周知した上で、適用事例について各消防本部から報告を求めたいと思っております。併せて相談窓口を設置する旨を周知させていただく。この通知につきましては、年内に発出をする予定でございます。

私からは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問とかコメントとかありますでしょうか。

○工藤委員 どうもありがとうございます。この問題は、私は地方で色々な仕事をしているので感じるのは、今回大切なのは消防庁と国土交通省が窓口を設けて相談に乗られるということだと思います。やはり基準を外すとか措置を単に外すだけではなくて、その代わりにこんな安全を見ているとか、こういう総合的な消防の活動ができる状況を備えていますということを通り一遍でない解釈を施し、それをやってみましょうということで初

めて成立する。皆さん方が一番戸惑うのは、その判断を手助けしてくれる人がいるかどうかなんです。

やはり各特定行政庁や、所轄ではとても判断できないということで、やめてしまうということが今までも多かった。積極的に色々な形で相談に乗っていただき、あるいは相談に乗るにしても、例えば、建築基準法の構造であれば、ある程度その構造の知識を持っている人たちの集団が既にあるので、そういう人たちを御紹介するとか、国側からも積極的な、ここで書かれているような形での働きかけがあると随分違いますね。もう一つは先ほどおっしゃったように、趣旨がこれをやろうとしている人たちに伝わるようなものにしてほしい。単に何条何項の法律を外したから簡単になっていいだけではなくて、なぜそれを外すのか、文化的な理由とか国としての特性とか、色々なことを含めて、分かりやすい目的が頭にあった上でこうするんだということを是非ホームページ等でお知らせするときに加えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○井上課長 基本的には、そういう趣旨で相談に乗りたいと考えておりますので、幅広にこれは通知するだけではなくて、色々な会議等を通じて、むしろできるだけ早い段階で御相談をいただいて、個別にこういう要望があるところは私どもからも積極的にアプローチして、こういう方法があるのではないかと、先ほど先生から言われましたように、専門家を紹介するなり、そういったことは積極的にやっていきたいと思っております。

事例を収集する中で、色々な目的がそれぞれ地域ごとにありますので、そういったことも含めて、きちんと周知していきたいと考えております。

○工藤委員 もう一つ加えて、これを進めるときに、総務省と国土交通省だけではなくて、他に引っかかるところはありませんか。例えば文化庁や、他の省庁で何か問題になるところがあれば、併せて調整していただきたいです。文化財が絡んできたときは、どうですか。

○井上課長 文化財については、当然これは歴史的建築物についても建築基準法上の適用除外がございますので、そちらは文化庁がそういったところを指定するという行為、あるいは地方公共団体の文化関係のところをやるということになるので、当然連携してきます。そういったケースは私どももこれまで文化庁とも話をしながらやってきておりますので、今回のケースはそれとは別のケースだと考えたのですが、そのケースも含めて連携を取って、しっかりやっていきたいなと思っております。

○八田座長 どうぞ。

○原委員 今、工藤さんもおっしゃられたところとまさに重なるんですけども、これは10月18日の閣議決定をしたときの文章だと、歴史的建築物の活用を全国規模で推進するために内閣官房で評論的な検討体制を整備するという決定になっていて、まさに色々な各省庁に関わる話であるからこそ、横断的な体制をまずしっかり整備しましょうということになっていたと思うんですが、ここの検討状況は内閣官房とそちらでよろしいのでしょうか。おそらく10月のときの整理からすると、そういう横断的な体制があって、各省庁での

措置が制度的に整備されていくのかという、ここの整理ができていくということになるのではないかと思うんです。

今日御説明いただいた、国土交通省で通知をされるというので非常にスピーディーに進めていただいて、これも大変素晴らしいと思うんですけども、一方で、一旦出てしまうと、もう一回変えますということはやりづらくなるとか、そういう問題になると思いますので、全体の横断的な体制のほうはどうなっているのかを教えてくださいませんか。

○藤原参事官 今、御指摘のありました10月18日の日本経済再生本部決定には、まさにこの歴史的建築物の活用を全国規模で推進し、地域の活性化や国際観光の振興を図るために内閣官房において府省横断的な検討体制を整備すると記載しております。

これは当時のワーキンググループの議論でも、確か工藤先生からも、地域ではなかなかリスクをしょえない部分もあったりするので、ガイドラインなどの話なども含めて、きちんと中央でもそのあたりのサポートをするようにというふうなお話もあったものですから、こういった政府決定にさせていただいて、こちらの地域活性化統合事務局のほうでそういった検討体制を設けようとしたわけでございます。少し検討が遅れておりますが、年明け速やかにそういった検討体制についても、実現に向けての手当をしていきたいと思っております。

原先生、工藤先生がおっしゃっていただいたような、実は今日お出での両省以外に、この18日の次のページにございますけれども、これは特区のほうで今日もヒアリングがありますが、旅館業法の話などもありまして、これは厚生労働省の関係ですので、歴史的建築物という文脈でも是非各省を連携する、私どももある程度横断的に御議論をさせていただく体制を整備させていただきたいと思っております。

○米澤課長 先ほど工藤先生から御指摘いただいた、なぜ今回のような検討方針になったのかという趣旨も含めまして、全国の消防本部に周知をさせていただきたいと思っております。

○工藤委員 私は多分これは消防庁が一番大変ではないかと思っております。木造の場合、火災に対する防災への配慮と、密集してくる話も多いと感じています。人的な措置を含めた判断を入れないと、条文に出てくることで何とかやるというだけでなく、人に頼ることも加え広域的なエリアの消火活動や防災措置とか、何か取組として既になさっていることはあるのでしょうか。

○米澤課長 取組としてと言いますか、消防の規制というのは、全国ルールで法律、政令、省令レベルで建物の用途、大きさ等に応じて、火災の危険性があるということを前提に、設備規制をかけるという考え方でございますが、元々消防の規制は法律、政令で定める前は、市町村条例で個々に定めていたという歴史もございます、この令32条というのは、全国ルールを適用したのでは不合理なような、通例の用途や建物の大きさであれば火災危険性は高いんですけども、具体的な建物については大丈夫であると。位置、構造、設備において大丈夫であるというものを消防長の判断で適用除外としているものでございまして、そういう意味では様々、特に規制の厳しい福祉施設とかそういったものについて、建物の

実態に応じて、ハード面でこれは設備を外してもいいというような事例はたくさんございます。

とは言いながら、工藤先生から難しいとおっしゃっていただいたように、歴史的建築物の活用ということになりますと、元々木造密集のような地域で古い建物前提で使っていますので、例えば、それを宿泊施設等、不特定多数の人が利用するような施設に転用するというのは、やはりなかなか難しい問題ではあるかと思いますが、今回の検討方針でお示しいただいたように、全国の事例を掘り起こさせていただいて、各消防長が参考とできるような体制を執っていきたいということでございます。

○八田座長 私は両省からの御説明を伺って、方向として随分10月18日の政府決定に非常に沿った案を提示くださったと思います。でも、両委員が質問されたことも含めて、内閣官房の役割と各省庁の役割が全く別物なのか、内閣官房は全て他でなされた後で尻をたく役割なのか、それとも途中でかむのか。そのところがよく分からないということはあると思います。

もう一つ、国土交通省の場合は自治体ごとで専門家の委員会ができるわけですが、包括的な同意基準を自治体ごとに作る時に、全国のところでの相談を受けたときに、全国のところで専門家を紹介するというをおっしゃったのですが、そもそも全国レベルのところでは専門家の委員会であったほうがいいかもしれないという感じもありますね。全国の自治体ごとに作る前にそこに対してガイドラインを示せるようなものがあつたほうがいいということもあると思います。その辺もこれから踏み込めるところではないかと思えますし、もし、内閣官房で何かやるとしたら、そういうことの役割との関係もどうなるんだらうなという気がします。

消防庁の御提案はまさに前のあれに沿ったとおりでありますが、消防の専門家だけではフレキシブルな対応は難しいかもしれないので、実際には古い建築物の専門家も一緒になることによって、消防の工夫ができるのではないかと思うんです。それはさっき工藤先生がおっしゃったことと関係していると思いますが、どこでそういう専門家の意見をくみ上げるのかということなども、これから検討される課題ではないかと思えます。

私はそういう印象を持ちましたので、基本的に非常にいい方向に出していただいているのですが、内閣官房の事務局とも詰めさせていただいて、また答えさせていただきたいと思っております。

○藤原参事官 これは大変早めに出していただくという積極的なスタンスをいただいていますので、何週間も持てないと思うのですが、先ほど御意見のあつた、各省横断的な取組であることの見せ方の部分があると思えますし、例えば、ホームページに載せるタイミングですね。総務省でやっていただくタイミングと建築指導課で通達を出していただくタイミングと一緒にのほうがよいと思っています。

今日我々も初めてこれを拝見しましたので、事務的に早急に意見交換、情報交換をさせていただいた上で、年初にまとまった形でやらせていただくような、そんなことで国土交通省、総務省、よろしいでしょうか。

最終的に先生方にも確認をさせていただきたいと思います。

○八田座長 今、私が申し上げたような細かい具体的なことが全部そこまで決まっている必要はないと思います。だけど、確かに発表の仕方もありますし、将来的にどういうふうにするかという課題の整理とか、そういうことがあればいいのではないかと思います。

○工藤委員 できる限り具体例に沿って事例を作ることが一番重要で、委員会をやっても抽象的な話で終わるとあまり成果がないと思います。私はこの話はとても色々な意味で大切に、文化だけではなくて、安全という意味でも大切だと思っているのは、今そういう古民家系の建物がものすごく放置されているわけでしょう。放置されている状態は火種になっていて非常に危険なんです。でも、手を入れようとすると消防法が厳しくて、お金がかかり過ぎて大変で手を入れられないと言って、空き家になって空洞化して行って、それは人が住んでいないから、逆に危険なものを増やしているというおかしい話になってます。

今まさに折り合いを付けようという話です。建築を全部新耐震で造り替えろと言ったら大変なお金になるから、耐震改修促進法を作ったりして、最悪になっていかないようにしました。価値や観光も含めて、いいほうに持っていこうというのが趣旨なので、そういう意識が消防庁及び所轄を含めて、みんなが向かってもらわないといけない。この趣旨が間違っただけが私は懸念しています。

ただ、それは逆に言うと、安全なまちづくりに向かっているんだとして、皆さんが現実的な措置をするという方向で是非動いてほしいと思っています。できれば具体例があって、各省庁が協力して、事例を作ることが望まれるかなと思います。小さな町や村でもいいと思うのですが、大都市だとなかなか大変かもしれないので、まずは易しいところからでも。

○八田座長 二つあるわけですね。具体的なところでやったほうが良いということと、広い意味での性能規定なんだと。火事を少なくすることが大切なので、仕様規定にこだわって結局火事が多くなってしまったら困るよと。その二つですね。

それでは、どうもお忙しいところをどうもありがとうございました。大変いい提案をしてくださいまして、ありがとうございました。